

新潟県商工会 特定退職金共済制度

(新企業年金保険 昭和47年12月1日制度発足)

ご加入のおすすめ

掛金は、非課税、退職金には税法上の軽減措置



新潟県商工会連合会

(2013. 6月改正)

退職金の保全措置について

「賃金の支払いの確保等に関する法律」(昭和51年法律第34号)に基づき、昭和52年4月1日から事業主は退職金の支払いのための保全措置を講ずるよう要請されておりますが、この制度に加入した事業所は退職金の保全措置がなされているものとみなされます。

制度の特色

1. 掛金は全額損金または必要経費

- 法人の場合 (法人税法施行令第135条) (所得税法施行令第64条)
法人の負担した掛金は、全額損金に算入でき、且つその掛金は従業員の所得税の対象になりません。
- 個人事業所の場合
個人事業主が負担した掛金は、全額必要経費に算入でき、且つその掛金は従業員の所得税の対象なりません。

2. 魅力ある給付

- この制度は商工会員事業主の皆様が集まって行う共済制度でスケールメリットがあり、個々の事業所単位で退職金積立を行う場合に比べ魅力ある給付となっています。
- 死亡退職の場合には、退職一時金に一定額が加算されます。

3. 労務対策としても好適

- 退職金確保により従業員の勤労意欲の向上が図れます。
- 企業にとって優秀な人材の確保が図れます。
- 企業への帰属意識が高まり、従業員の定着率の向上が図れます。

4. 国の制度（中小企業退職金共済制度）との重複加入も可能

- 現在、中小企業退職金共済制度に加入されている方も重複加入が可能です。ただし、他の特定退職金共済制度との重複加入はできません。

加入資格

● 加入できる事業主 共済契約者

商工会の会員たる商工業者であれば、どなたでも従業員を加入させることができます。

● 加入するときは 任意包括加入

この制度に加入“する”か“しない”かは事業主の任意ですが、加入する場合は満15歳以上65歳未満の全従業員を加入させなければなりません。

● 但し次の方は加入できません。

- (1) 現に他の特定退職金共済団体の共済契約の被共済者である者
- (2) 共済契約者たる個人もしくはこれと生計を一つにする親族又は共済契約者たる法人の役員（使用人としての職務を有する役員を除く）
- (3) 期間を定めて雇われる者
- (4) 季節的な仕事のために雇われている者
- (5) 非常勤の者
- (6) 試用期間中の者

掛金と給付内容

■ 掛金額 掛金は従業員の年齢、給与、勤続年数などを勘案してお決め下さい。

● 月額掛金 1口1,000円です。

● ご加入口数 1人1口から30口以下の口数を任意に選択加入できます。

● 掛金の負担 掛金は全額事業主負担です。

● 掛金の増額 申し出により、掛金を増額することができます。

■ 給付金（給付金額については、給付額試算表をご覧ください）

この制度の給付条件及び受取人は次のとおりです。

給付の種類	支 給 条 件	受 取 人
退職一時金	加入従業員が年金の受給権取得前に死亡以外の事由で退職されたとき	加入従業員
遺族一時金	加入従業員が満80歳到達前に死亡されたとき	加入従業員の家族
退職年金	加入従業員が、加入期間10年以上かつ満65歳以上80歳以下で退職されたとき。ただし年金月額が50,000円未満のとき、または希望により、年金に代えて一時金で支払われます。（10年確定年金）	加入従業員

【ご参考】給付金の税法上の取扱い

給付の種類	税務
退職一時金	退職所得となります。(所得税法第31条第3項) 退職所得の金額 = (退職金総額 - 退職所得控除額) × 1/2 (所得税法第30条第2項)
遺族一時金	法廷相続人×500万円までの遺族一時金には相続税はかかりません。 (相続税法第12条第1項第6号)
退職年金	加入従業員の公的年金等に係る雑所得となります。 (相続税法第35条第3項第3号)

制度の取扱い

◎ 加入手続きと掛金の払込方法

加入・増口は毎月1日とします。

所定の加入申込書に預金口座振替依頼書を添えて加入月の前月10日までにお申込ください。第一回目の掛金は、加入月の当月25日に指定の金融機関口座より自動振替致します。(以降毎月25日に自動振替)

◎ 被共済者証

ご加入者に対し商工会より「特定退職金共済制度被共済者証」を発行いたします。

◎ 給付金の請求

商工会に備え付けの用紙に必要事項をご記入のうえ、共済者証を添付して請求してください。

◎ 給付金の受取人

この共済制度の給付金の受取人は加入従業員です。従業員死亡の際の受取人は従業員の遺族です。給付金は受取人指定の口座に直接振り込みます。

◎ 解約手当金

途中で共済契約を解約した場合、解約手当金はその加入従業員に支払われます。

◎◎◎ 詳しくは、所属の商工会にお問い合わせください。 ◎◎◎

この制度は新潟県商工会連合会がジブラルタ生命保険株式会社と締結した新企業年金保険契約に基づき運営します。

委託生命保険会社が運営破綻した場合には、生命保険契約者保護機構によるご契約の保護措置が図られます。ただし、解約等が一定期間お取扱いできなくなる場合や、積立金等の削減および予定利率等の変更による年金額等の減少、早期解約控除制度の導入などの契約内容の変更が行われる場合があります。

※特定退職金制度「規約」の第35条(契約の解除)により共済契約が解除される場合がありますので、ご留意下さい。(ご契約に際しましては、必ず特定退職金制度「規約」をご確認下さい。)

お問い合わせ

商工会・新潟県商工会連合会
〒950-0965 新潟市中央区新光町7-2 Tel 025(283)1311
委託機関 ジブラルタ生命保険株式会社